

利用者の声

ミニトマト



菅原 毅さん・彩花さん

きっかけ:夏の暑さにより着色不良果が散見されたため、品質向上に向けた対策として事業を活用し、外気導入資材と遮熱資材を導入しました。

良かったこと:外気導入資材によって常にハウス内が換気されており、体感でも湿度の低下がわかります。おかげでカビによる病気が少なくなりました。また、遮熱資材を導入したことで高温への対策となり、着色不良果が軽減し品質の向上につながっています。



ピーマン



小野寺 貴大さん・真弓さん

きっかけ:事業を利用し、ハウス3棟と高温対策のための遮熱資材を導入しました。就農当初は露地栽培だったので、天候に左右され、計画的な安定生産が行えませんでした。資材の導入は検討していましたが、事業のおかげで導入を早めることができました。

良かったこと:ハウス化したことで、天候に左右されず、計画的に作業が行えるようになりました。また、定植作業が早まったことで、一連の作業が分散できて安定的に生産できるようになりました。



シイタケ



白澤 貴さん

きっかけ:夏の暑さにより、収量と品質に影響が出るようになったため高温対策資材を自費で一部のハウスに導入していました。費用がかかることもありためらっていましたが、事業を利用したことでハウス全棟に導入することができました。

良かったこと:ハウス内温度が3℃ほど低下したため、温度管理が楽になり、収量と品質維持につながっています。エアコンを設置している生産者にとっても高温対策資材はランニングコストの抑制につながるため、おすすめです。



果樹、花き類でも 本事業をご活用いただけます！



花き類への遮光資材活用の様子

果樹

乱反射型反射シートの導入により着色向上が期待できます。

花き

遮光資材やかん水設備の導入により品質向上が期待できます。

説明会開催のご案内

「花巻農協園芸産地確立事業」について農家の皆さまに向けた説明会を開催いたします。14ページの「花巻農協園芸産地確立事業 説明会を開催します」をご覧ください。

問い合わせ先

J Aいわて花巻 営農部園芸販売課…………… 0198-22-6217
北上地域営農グループ 園芸課…………… 0197-71-1333
西和賀地域営農グループ 米穀園芸課… 0197-85-3301
遠野地域営農グループ 園芸課…………… 0198-62-9559

花巻農協園芸産地確立事業のご案内

J Aいわて花巻では園芸産地の基盤拡大と確立に向け、積極的な施策を行う生産者に対して「花巻農協園芸産地確立事業」を実施しております。農作業施設や設備導入にかかる費用を軽減する支援事業となっておりますので、ぜひご利用をご検討ください。なお、当J Aの独自事業であることから、当組合に出荷または出荷を予定する組合員を対象としております。

①園芸施設用ビニールパイプハウス類設置事業

- ・ハウス導入にかかる資材費の3/5以内の助成（工事費等のハウス資材以外は対象外）
- ・助成上限150万円（1棟あたり）

※新設・増設等の面積が1棟あたり2a以上または複数棟で2a以上とし、助成は2a規模ハウス1棟と換算します（設置面積10aまたは3棟を上限とします）
※重点園芸品目を作付けすること
※事業開始後5年間は同一品目の栽培面積を維持すること

②園芸施設用ハウス内設備整備事業

- ・施設内整備に必要な機材導入費の3/5以内の助成
- ・助成上限100万円（1棟あたり）
- ・対象設備…遮熱設備、換気設備、かん水設備、肥料調整散布設備、養液栽培設備等

※30坪以上のハウスを対象として3棟を上限とします
※当該ハウスに重点園芸品目を新規作付けまたは作型追加による長期出荷を行うこと
※「ういずOne」の場合は隔離専用培土とパーライトを含む

③園芸品目品質向上対策事業

高温対策事業

収量増・品質向上を目的とした高温対策資材や機械器具の導入にかかる経費の助成

- ・遮熱設備、換気設備、かん水設備等の導入にかかる経費の1/2以内の助成
- ・補助上限80万円（1経営体あたり）

※露地5a以上または施設2a以上で作付けしていること
※導入する資材は複数年使用できるものでなければなりません

防除能力増強事業

病害虫防除能力を増強し、収量増や品質向上により生産所得向上につなげる防除機の導入にかかる経費の助成

- ・栽培に必要な防除機（自走式・ラジコン動噴など）導入経費の1/3以内の助成
- ・補助上限30万円（1経営体あたり）

※露地10a以上または施設5a以上の面積で作付けしていること

※事業①と②は重複申請可能です。
※事業開始後5年間は同一品目の栽培面積を維持しなければなりません。
※重点園芸品目の作付けが必須です。

助成要件

- ①J Aいわて花巻の組合員であること
- ②園芸品目生産拡大・系統出荷に協賛できること
- ③事業導入後5年間は、園芸作物の販売実績報告を行うこと
- ④年間を通じた園芸作物の栽培と販売を行うこと
- ⑤園芸施設用ビニールパイプハウス類設置導入助成については、自然災害等で被害を受けた場合に営農を継続できるよう農業共済等に加入すること
- ⑥環境負荷低減に取り組むこと（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの提出）

重点園芸品目（対象品目）

野菜

果 菜 類（きゅうり、ピーマン、トマト、ミニトマト、なす）
葉 茎 菜 類（アスパラガス、ねぎ、ほうれん草、ブロッコリー、にら、セリ）
根 菜 類（ニ子さといも）
菌 床（しいたけ）

果実

りんご、洋なし、ぶどう

花き

切 花（りんどう、小菊、トルコギキョウ、カンパニュラ）
鉢 花（りんどう、クレマチス）